

広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第五十一号

#### 広島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する評価書に記載された同法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）の取扱いに関する事項

二 前号に掲げるもののほか、特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項  
第四十五条第一項中「五人」を「六人」に改め、同条第七項中「個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用して」を「秘密を漏らして」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に新たに任命される広島県個人情報保護審議会の委員の任期は、広島県個人情報保護条例第四十五条第三項の規定にかかわらず、同日までとする。